

第2期和光市子ども・子育て支援事業計画 重点事業の進捗状況（R3.8月現在まで）

基本方針	事業名	事業内容	進捗状況
基本方針 I	①利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 (子育て世代包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)の相談支援 子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行う。(母子保健ケアマネジャー配置の子育て世代包括支援センターにおいては母子健康手帳交付を実施する。) 	<p>令和2年度の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止期間においても利用者支援事業の母子健康手帳の交付、訪問や面談等の相談支援は感染症対策を取りながら継続実施している。また、リスク判定会議をオンラインで開催し、子ども家庭総合支援拠点とも連携し、安心・安全な出産・子育てができるよう継続支援を行っている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援拠点事業 地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくり等や親子の交流も支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による拡大防止対策として、令和2年3月から6月まで拠点事業を中止したが、事業中止の対応として、赤ちゃんの沐浴動画等の配信やオンラインによる個別のプレパパママ教室を開催し、子育て支援を継続した。 ・再開後は、感染症対策や3密対策として、予約制や人数制限を行い、拠点事業を実施している。また、仲間づくりや親子の交流を支援する事業についても、子育て世帯が孤立しないよう感染症対策を行いながら実施している。 	
	②子ども家庭総合支援拠点の整備	子ども・子育てに関する相談・支援・調整及び要保護児童・要支援児童等について一元的に対応する機関として子ども家庭総合支援拠点を整備する。	<p>令和2年度4月より、地域包括ケア課に子ども家庭支援員2名、虐待対応専門員1名を専門職として配置し、拠点として機能整備を行った。</p> <p>虐待対応については、児童虐待として通報を受理した件数が、令和元年度95件に対し、令和2年度151件と1.6倍に増加しており、令和3年度についても高い水準で推移している。増加要因としては新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、児童及び保護者が長期に在宅することによる家庭内の家事育児負担・不満の高まりや、日中在宅するものが増加したことによる泣き声等を伴う児童の異常等に対する発見・通報率の向上等が考えられる。</p> <p>緊急的な児童虐待の案件については児童相談所と連携を密に</p>

			<p>し、児童の安全を最優先に対応する必要がある。</p> <p>児童虐待に係る情報を市において把握した場合は、子ども家庭総合支援拠点において初動調査を行い、把握された状況・リスクに応じて児童相談所と連携し、事態の対応に当たっている。和光市は所沢児童相談所の管轄となるが、対応件数の増加と併せ、所沢児童相談所から和光市まで概ね1時間程度かかるという距離的な要因から、緊急的な案件に対する児童相談所との連携にタイムラグが生じてしまう状況が散見される。上記の状況を解消するため、朝霞市長・志木市長・新座市長・和光市長4名の連名で児童相談所の新設に係る要望書を県知事に提出した。現在、県において令和7年度を目標に新設の準備を進めている。</p>
<p>基本方針 II</p>	<p>(仮称)保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上</p>	<p>市内保育施設間の知識・技術の共有・連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設の巡回支援や保育の質の向上のための研修や教材の研究、更には在園時以外の子ども・家庭に対する新たな事業の検討を行う。</p>	<p>令和2年度は、公設しらこ保育園を民設化し、創出される人材及び財源を確保して(仮称)保育センターを設置する内容の「今後の公設公営保育所に関する方針」に基づき、10月に当該保育園の設置運営事業者を公募により選定。令和3年和光市議会3月定例会で「和光市保育園設置及び管理条例」の一部改正が可決、令和4年4月1日からしらこ保育園の民設化が決定。</p> <p>令和3年度は、(仮称)保育センターに関して、6月～7月にかけて条例案のパブリック・コメントを実施。令和3年和光市議会9月定例会に条例案を令和4年4月1日施行日で上程。設置場所は、みなみ保育園2階を予定。</p> <p>【条例案】 和光市保育センターの組織及び運営等に関する条例</p> <p>【しらこ保育園設置運営事業者】 学校法人 柳下学園</p>

<p>基本方針 Ⅲ</p>	<p>一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっこクラブ等放課後対策事業の推進</p>	<p>新・放課後子ども総合プランに基づき、待機児童の解消と児童の交流促進を図るため、既存施設と一体型施設による学童クラブとわこうっこクラブとの一体的な事業展開を図る。</p>	<p>令和2年度は、学童クラブ及び児童館の指定管理期間の満了とともに、市内全9校において国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき学童クラブとわこうっこクラブ(放課後子供教室)との一体的な事業展開を行うため、令和3年度から5年間を期間とする指定管理者を公募により選定し、令和2年和光市議会12月定例会の可決をもって、新たな指定管理者を指定。</p> <p>令和3年度からは、わこうっこクラブに指定管理者制度を導入し、学童クラブと同一事業者による管理運営を行い、児童の居場所の充実を図っている。</p> <p>【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>【指定管理者】 北及び中央エリア:社会福祉法人和光市社会福祉協議会 南エリア:特定非営利活動法人ワーカーズコープ</p>
<p>基本方針 Ⅳ</p>	<p>広沢複合施設の整備及び運営</p>	<p>長期休館となっている和光市総合児童センタープール棟及び老朽化が進んでいる総合児童センター本館棟の建て替えに伴い、隣接する国有地を合わせて活用し、総合児童センター、認定子ども園、学童クラブ、市民プール、児童発達支援センター及び保健センターの機能を備えた複合施設として広沢地区の新たな拠点を整備する。</p>	<p>令和元年度から3ヶ年の整備事業として推進。3ヶ年目を迎えた令和3年度は、令和3年和光市議会6月定例会に和光市児童センター設置及び管理条例と和光市総合児童センターの指定管理者指定について上程し、可決されたところ。7月末日現在、整備の進捗率は、全体工程の約70%で予定どおり。現在、指定管理者及び関係機関等と12月4日(土)にオープンに向けて準備を進めている。</p> <p>【指定管理期間】 令和3年12月4日～令和23年3月3日</p> <p>【和光市総合児童センター指定管理者】 PFI 和光市広沢株式会社</p>